



特定非営利活動法人  
社会的養護の当事者参加推進団体  
日向ぼっこ

09.06.25 (木)  
編集責任：渡井さゆり  
ダイジェスト版

## 1. 「特定非営利活動法人 社会的養護の当事者参加推進団体 日向ぼっこ」とは？！

私たち特定非営利活動法人社会的養護の当事者参加推進団体「日向ぼっこ」は社会的養護の当事者参加の実現やネットワーク創りをめざすべく集まった当事者グループです。

2006年3月：結成 月2～4回のペースで勉強会を重ねる  
2007年4月：社会的養護を経験した人が気軽に集まれる場所  
「日向ぼっこサロン」を東京都新宿区中落合に開設  
2008年4月：職員体制を採る  
7月：特定非営利活動法人として認可  
8月：東京都「地域生活支援事業」受託開始  
2009年4月：「日向ぼっこサロン」を東京都文京区湯島に移転

運営している私たちも  
施設や里親家庭で  
生活していました。

☺☺☺☺☺☺☺☺☺☺  
正会員9名で運営しています

## 2. 活動内容① 居場所・相談事業(地域生活支援事業)

15～18歳で社会的養護の措置解除となる若者たちが、気軽に集まれる居場所を運営しています。多くの方々は親御さんがおらず、居たとしても親らしい関わりやサポートは望めません。そんな方々にとって、家庭のようにつろぎ、日々の喜怒哀楽を分かち合い、明日へのパワーを充電していただくための居場所が「日向ぼっこサロン」です。昨年度8ヶ月間は210日開館し、延べ1201名の方々にお越しいただきました。



仕事を終えた方々が集い、  
みんなで食卓を囲みます。

必要に応じ、相談やサポートも行っています。相談・サポート内容は大きく分けると2分類。就労や生活困難に関してと生きづらさや親・施設への思いの整理など精神的なものです。

前者のご相談に関しては、月単位の収支を確認して貰い貯金額を設定しその後を見守ったり、ステップアップできるよう、高校卒業資格認定試験や定時制高校の受験に向けての学習支援、逼迫されている方には役所に同行し生活保護の申請を行ったりと、その方々に合わせてそれぞれです。

相談室でじっくり  
お話して頂けます。



大阪の当事者団体 CVV  
の中村さんと(※)

後者のご相談に関しては、じっくりお話をしていくことに限ります。受け止められること、「自分だけじゃない」「仲間がいる！」といった思いから、多くの方は徐々に明るくご自身の力で前進されていきます。

※社会的養護の当事者団体は日向ぼっこの他にも、千葉・愛知・大阪・鳥取と増えつつあります。

### 3.活動内容② 当事者の声、集約・啓発事業

社会的養護はまだマイノリティの分野であり、当事者活動も進んでおりません。ご高齢の方や・ハンディのある方の分野は、その方ご自身が語れなかったとしても、ご家族が代弁者となり、権利擁護が可能です。しかし、家族から見放されてしまった私たちは私たち自身が声を上げていかなければ、援助や政策をよくしていくことはおろか、市民の皆様を知って頂くこともできません。

何か悪いことをしたわけではないのに、育ちの時点でハンディを被り、  
的養護の下子どもたち。そのハンディを解消するために、私たちは声を集め、発信しています。

先日の虐待防止シンポジウムの様子です



市民・援助者の方々への講演・研修の他に、施設に向いてお子さんたちとお話することもあります。



社会的養護を多くの方々にご存知頂けるように長い間、あたためてきた日向ぼっこの本がついに完成しました。

タイトルは、「施設で育った子どもたちの居場所『日向ぼっこ』と社会的養護！」この本や日向ぼっこの活動を通じ、社会的養護に関わってくれる方が増えればこの上ない幸せです。

啓発のための本も出版しました！

### 4. 日向ぼっこサロンに集う施設を巣立った人たちの声をご紹介します！

- 1) 養育面 「施設・里親家庭問わず、不調時に子・養育者共に冷静になるためのサポートの充実を」
- 2) 教育面 (1)「遅れを取り戻すことを保証して」(2)「最低限、高校卒業を目指して」  
(3) 大学等進学 「お金がない事が障壁にならないように、奨学金や福祉貸付の活用を」
- 3) 人的資源面 (1) 親子関係に代わる関わり (=職員・養育者) 「どんな子どもにも大人と1対1でじっくり話し合う時間は必要」「人手が足りないと言えども、誰でもいいわけではない」「職員を評価するシステムが必要。子どもにとってよくない職員は解雇されるように。また、子どもにとっていい職員は長く働けるように」  
(3) 家族関係の調整・家族への支援「親が全くいない子どもには、より大人と愛着関係を築けるように配慮を(基本的には里親委託を)」
- 4) その他 (1) 当事者活動の必要性 「子どもが声を上げられる場所が必要」「子どもの気持ちを代弁する(権利擁護) 機関が必要」「帰る場所がないしんどさを緩和するために、退所した人たちが集まり、助け合える場所が必要」「子どもの声は元子どもが一番理解しやすい。いい意味でOB・OGを活用して」(2) 子どものための施設「施設を評価する仕組みを全国に導入して。子どもにとって悪い施設は改善しなくては運営できないように」(3) 制度面 「保証人がいないことでハンディを被らなくても済むように制度充実を」「社会的養護の下ではどうしても子どもが弱い立場に置かれてしまうので、きちんと権利擁護が保障されるように(施設内虐待の疑いがある時は、事前通告なく監査を/ケアの不服などを話し合える第三者の確保を)」

特定非営利活動法人 社会的養護の当事者参加推進団体 日向ぼっこ

〒113-0034 東京都文京区湯島 2-12-2 瑞穂ビル 302

Tel・Fax 03-5684-0977 (お電話は開館時間内をお願いします)

Mail hinatabokko2006@gmail.com HP <http://hinatabokko2006.main.jp/>

サロンの開館日  
水曜以外 16~21時  
日曜日 11~17時

平成 21 年 6 月 25 日

特定非営利活動法人  
社会的養護の当事者参加推進団体  
日向ぼっこ 渡井さゆり

## 1. 社会的養護の背景

親の放任・怠惰・就労・虐待・行方不明・精神疾患など何らかの事情で親と暮らすことが困難な子どもたちのセーフティーネットである社会的養護。現在、47,056 人（社会的養護施設在籍人数 43,423 人 厚生労働省「平成 19 年度社会的養護の実態調査結果」・里親に委託されている児童数 3,633 人 厚生労働省「平成 19 年度福祉行政報告例」）の子どもたちが社会的養護の下で生活しています。

確かに私たちは親から養育されなかった分、社会的養護の枠組みの中で養育されてよかったと言えます。しかし、措置期間中にもっと育てて欲しかった面・ケアして欲しかった面などは沢山あります。はからずも私たちと同じように社会的養護を必要とするこれからの子どもたちにとって、社会的養護が十分に機能する仕組みとなるよう、私たちの経験談や要望をお伝えさせていただきます。

## 2. ヒアリングの要点

決して「かわいそう」と思われたいわけではありませんが、私たちは親がいないこと・親から虐げられたことによるハンディを背負っています。その欠如感や不遇感などの処理は、こうした運命を背負った私たち自身の課題です。しかし、社会的養護の不十分さや退所後の環境との不整合は私たちの努力だけではどうにもならない大きな課題です。

### 社会的養護の不十分さ

⇒養育面・教育面・精神面での未発達／私たち特有の課題に対してのケアがなされないままの退所

**原因** 担い手が不足しています

→子どもと一緒に生きてくれる養育者・ボランティアの方々が必要です！

### 退所後の環境との不整合

⇒現代社会で 15～18 歳で自立することの一般とのギャップ／親や保証人がいないことによる障壁

**原因** 社会的養護の下で生活していた私たちは圧倒的にマイノリティであり、退所後支えもありません

→条件が不利でも一生懸命努力すれば、それなりの暮らしができるように、制度の充実が必要です！

### 3. 社会的養護の現状

**概要** 社会的養護の下で生活していた人たちの、社会的養護に関しての声

#### 1) 社会的養護の不十分さ

##### (1) 養育面

- ①安心・安全が必ずしも保障されていない(強制・威圧・暴力・虐待からの無力感・怯え)
- ②自活に向けての能力が育まれていない(希望する選択・決定の経験不足や無力感)

##### (2) 教育面

- ①学習の遅れを取り戻すことが保障されていない(学歴のハンディを一生背負っていくことに)
- ②学校が馴染まない子どもにも多様な進路選択を(高校卒業資格認定試験の活用など)

##### (3) 人的資源面

- ①養育者が親子関係に代わる関わりになりえていない(養育者の言動に傷つくことも)
- ②家族関係の調整・家族への支援がなされていない(措置解除後にまた家族の問題に振り回される)

##### (4) 精神面

- ①生い立ちの整理がなされない(自分の人生が自分の知らないところで動いていく)
- ②個々のハンディ・課題へのサポートがなされていない(どの子どもも個別のケアが必要)

#### 2) 環境・現行制度との不整合

##### (1) 措置解除後のハンディ

- ①同世代で自活している人は殆どいない(仕事がない／同世代と比べてしまい苦痛)
- ②保証人や困った時に相談できる人の不在(劣等感・不遇感が孤立や無気力に繋がる)

##### (2) 権利擁護

- ①インケア中も措置解除後も権利擁護がなされていない(制度の充実に繋がらない)
- ②帰る場所がない(弱い立場が孤立しさらに悪くなってしまう→措置解除後集える場所を)

↓

必ずしも本人の努力不足とは言えない、社会的養護の不十分さや現行制度との不整合が社会的養護の下で生活した人の生きづらさの原因となっています